

## □■養成所ニュースプラス第3号 2026□■

台風6号は、広い範囲で大雨や強風による影響をもたらしました。施設・事業所で対応に当たられた方もいるかと思いますが、今回は、新しい防災気象情報のアナウンスを聞く機会にもなりました。例えば、「土砂災害」が「大雨」から独立し、レベル3「土砂災害警報」は、レベル4「土砂災害危険警報」になりそうな時に限って発表されるようになったそうです。これからの台風の季節に備え、施設の防災計画やBCPを新たな防災気象情報と照らし合わせる必要があります。

38期生の皆さん、学習は進んでいますか。繰り返しになりますが、初めの科目は「ソーシャルワークの基盤と専門職」です。40ページ以降の科目の順番ではありませんので気を付けてください「受講の手引」の表紙の裏や14ページ、39ページにある表を確認しながら進めてください。1学期前期のレポート提出期間は、6月16日から20日になります。

37期生の皆さんには、受験対策のポイントを中心とするガイダンス(1)を公開しました。2本目は、来週公開予定です。試験対策ツールとスケジュールについてお伝えします。

Plus Quiz では、前回に続き「ソーシャルワークの基盤と専門職」から、「社会福祉士の義務」に関する問題です。過去問は正解を覚えるのではなく、正解でない選択肢のどこを直せば適切になるか考えることが大切です。早速やってみましょう。

### ■Plus Quiz . . . . .

【第36回問題91】社会福祉士及び介護福祉士法における社会福祉士の義務等に関連する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 後継者の育成に努めなければならない。
2. 秘密保持義務として、その業務に関して知り得た人の秘密は、いかなる理由があっても開示してはならない。
3. 社会福祉士の信用を傷つけるような行為を禁じている。
4. 社会福祉士ではなくとも、その名称を使用できる。
5. 誠実義務の対象は、福祉サービスを提供する事業者とされている。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

- ・(37期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(38期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ  
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(38期生) 見込書類(実務経験証明書)のさしかえについて  
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(第37-38期生) 今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。  
詳しくはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=356](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=356)

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第39回国家試験は、令和9年2月上旬です。  
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【レポート作成講座第3回／参考・引用文献のルールと活用】

まずは、参考・引用文献の記入についてです。

オリエンテーション動画(2) (以下、動画(2)) では、レポート作成には「客観的であること」や「調べて書くこと」が求められるとお伝えしました。ということは、根拠を示さなければなりません。毎年、テキストから引用あるいは参考に行っているにもかかわらず、参考・引用文献欄に記入がなく、受付不可になる人が少なくありません。

文献の未記入は、「剽窃」と判断されルール違反になります。文献を記入することは、皆さん自身を守る行為にもなります。

次に、文献の活用についてです。

動画(2)では、レポート作成において信頼できる複数の情報源を確認し自身の言葉でまとめることをお勧めしました。テキストだけでなく、例えば、テキストの節ごとに示されている参考文献を読んだり、索引を活用して、他科目や他出版社のテキストで課題に関連する部分にあたるのも良いと思います。

共通科目5第5章第4節3では、ICTを活用した情報収集について紹介しています。ただし、当養成所では、「受講の手引」24ページにもあるとおり、著者名が明らかでない「ウィキペディア」やYahoo!知恵袋のような「Q&A」、個人ブログや動画、SNSのような私信は、参考・引用文献としての使用を認めていません。

最後に、生成系AIについてです。

1学期前期科目「ソーシャルワークの理論と専門職」では、「生成系AI等で『ソーシャルワークの魅力』を問うて示される内容を自身がいかにか捉えるかというやり方で論述しても可とする。」とあります。ここで重要なのは、AIの答えをそのまま写すことではなく、皆さんがその答えを受け止めて考察し述べる点にあります。熊本大学の学生向けAI取扱指針から次の言葉を紹介します。「なにより大学での学びは、自分の将来を切り開くためにあるものです。AIの答えを丸写しするような人には、社会に出てから活躍の場が見つけられない(AIに取って代わられる)未来が待っているだけでしょう。」生成系AIを正しく活用し、レポート作成を進めてください。

今回は、1学期中期レポートの作成のポイントを皆さんと確認していきます。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

「社会福祉士及び介護福祉法」(以下、法)からは毎年出題されています。ここ数年間をとっても、「社会福祉士の業務等の規定」「社会福祉士の義務・努力義務」「名称独占や罰則等の規定」「違反に対する行政処分」「精神保健福祉士にも共通する責務」と様々な視点から問題が作られています。今回の問題も、社会福祉士の義務等の理解が問われています。

法規定に関する出題のため、法律の文章を変えて選択肢が作られることが多くあります。法の第1・4・5章のうち社会福祉士に関係する部分を読んでおくことが対策にもなります。共通専門テキスト11では、9・10ページになります。

1. ×法第47条の2に社会福祉士の本人自身の資質向上の責務(努力義務)はありますが、後継者の育成についての規定

はありません。

2. ×法第 46 条には「正当な理由がなくその業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない」とあります。いかなる理由があっても開示してはならないとは書かれておらず、生命の危険等正当な理由がある場合はその限りではありません。秘密保持義務の違反は、1 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金刑となります。(第 50 条)

3. ○第 45 条に信用失墜行為の禁止が規定されています。

4. ×第 48 条に「社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。」と定められています。違反すれば、30 万円以下の罰金刑となります。(法第 53 条)

5. ×第 44 条の 2 には「その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない」とあります。対象は、福祉サービスを提供する事業所だと規定されていません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus